

## II 保険制度

### 1. 国民健康保険制度

#### (1) 制度の概要

職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している人、生活保護を受けている人以外は、みなさんが住む市町村が保険者として運営する国民健康保険（以下、国保）に加入することとなります。国保は、安心して医療を受けられるように、加入者（被保険者）のみなさんが保険税を出し合って、医療費などにあてる助け合いの制度です。

平成30年4月からは、都道府県も市町村とともに国保の保険者となり、財政運営の主体として安定的な運営を図っています。届出や各種保険給付については、今までどおり、市町村が窓口となり、その役割を担っていきます。また、保険税もお住まいの市町村に納めていただきます。

#### (2) 保険税について

その年度に予想される医療費から、被保険者（西都市国民健康保険加入者）が医療機関等で支払う一部負担金と国などからの補助金を差し引いた分が、保険税の総額になります。これを世帯ごとの加入者数や所得などに応じて公平に負担するように決められます。

#### ①世帯あたりの保険税の決まり方

西都市の保険税は下記の3種・3項目を組み合わせて決定されます。

	医療分・後期高齢者支援金分	介護分（40歳以上65歳未満）
所得割	被保険者の所得に応じて計算	第2号被保険者の所得に応じて計算
均等割	世帯の被保険者数に応じた金額	第2号被保険者数に応じた金額
平等割	一世帯あたりの金額	第2号被保険者のいる一世帯あたりの金額

- ・医療分は75歳未満の被保険者の医療費に充てられる税。
- ・後期高齢者支援金分は後期高齢者医療制度支援に充てられる税。
- ・介護分は第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の介護保険料。

※税率（額）は、その年に必要な医療費などに応じて毎年見直しを行います。

## 保険税の軽減について

- ・未就学児に対する均等割は、5割軽減を行います。
- ・世帯の合計所得が一定以下の場合、世帯状況に応じて均等割と平等割の軽減を行います。(7割軽減、5割軽減、2割軽減のいずれか)
- ・倒産、解雇、雇い止めなどで離職し、雇用保険受給資格者証を取得した人は、要件に該当する場合、前年の給与所得を30/100とみなして軽減を行います。この軽減に関しては別途申請手続きが必要です。

## 年度途中での異動による課税時期

年度途中で異動があった時には、月末に保険税の再計算を行い、翌月中旬に変更通知書を送付します。

<例1>

年度途中(10月)に国保加入した場合、加入された月から課税されます。

4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
							年間保険税額の6/12を納めます				

<例2>

年度途中(11月)に国保脱退した場合、脱退された前月まで課税されます。

4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
年間保険税額の7/12を納めます											

## 納税義務者について

保険税は世帯単位で考えるため、世帯主が納税義務者になります。そのため世帯主が被用者保険(社会保険など)に加入していても、世帯内に国保の被保険者がいる場合は世帯主宛に納税通知や納付書等が届きます。

## ②年齢ごとの保険税の内容

保険税は年齢によって納める内容が異なります。

- 40歳未満・・・・・・・・・・保険税の医療分と支援金分
- 40歳以上 65歳未満・・・・保険税の医療分と介護分と支援金分
- 65歳以上 75歳未満・・・・保険税の医療分と支援金分
- 75歳以上は後期高齢者医療制度の23ページをご覧ください。

### ③納付方法について

#### <65歳未満>

保険税は、4月から翌年3月までの1年間分を、保険税の確定した7月以降、7月から2月までの8回で納めていただきます。

納税通知書は7月に送付します。

納付書については、納税通知書に同封します（口座振替の場合を除く）。

保険税の納期は次のとおりです。各月末日（末日が土日・休日の場合はその翌日、第6期の12月は25日）が納期限です。

普通徴収（納付書や口座振替にて納付）

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

#### <65歳以上75歳未満>

特別徴収（年金差引き）について

世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯であって、年額18万円以上の年金を受給している世帯主が対象。

※年金の定期支払（年6回）の際に介護保険料と合わせて特別徴収になります。

4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
○		○		○		○		○		○	
仮徴収						本徴収					

#### 仮徴収：4月・6月・8月

前年度から継続の方～前年度の第6期の金額（2月分の年金からの徴収金額）が、1回あたりの仮徴収額として年金から特別徴収されます。

新たに特別徴収になる方～前年度の国保税相当額÷6の金額が、1回あたりの仮徴収額として年金から特別徴収されます。

#### 本徴収：10月・12月・2月

7月以降に確定となった1年間の国保税から、仮徴収分の国保税を引いて調整された金額が年金から特別徴収されます。

ただし、以下に該当する場合は国保税は特別徴収されませんので、普通徴収となり、今までどおり市役所からの納付書や口座振替にて納付します。

- ・世帯員の中に 65 歳未満の被保険者がいる。
- ・世帯主の年金受給額が年額 18 万円未満である。
- ・世帯主の介護保険料と世帯の国保税の合計額が年金受給額の 1/2 を超える。
- ・世帯主が年金の全部の給付を受けていない。
- ・世帯主が介護保険の特別徴収対象被保険者ではない。

また、特別徴収で納付されている方で口座振替での納付を希望される場合、申請をされると口座振替での納付に変更できます。

◇申請に必要なもの

■マイナンバーカード等      ■保険証

■口座振替申込用紙の写し（今まで口座振替で納付されていた方は不要）

※代理の方の場合は代理の方の身分証明書とマイナンバーカード等も必要です。

#### ④保険税を滞納すると・・・

督促状の発送、短期保険証（有効期限の短い保険証）や医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書が交付されます。また、いろいろな給付制限や財産の差し押さえが実施される場合があります。

納付が困難な場合には、早めに税務課 納税管理係（Tel32-1001）までご相談ください。

### (3) 医療機関等の窓口での自己負担割合

義務教育就学前	義務教育就学後から 70 歳未満	70～74 歳
2 割	3 割	「現役並み所得者」・・・3 割 「一般」・・・・・・・・・・2 割 「低所得者Ⅰ・Ⅱ」・・・2 割

※今年度中に 70 歳に到達される方には 70 歳の誕生日の翌月 1 日（ただし、1 日生まれの方は誕生月の 1 日）に「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。対象となる方には交付式のご案内を郵送します。国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証には、医療費の自己負担割合が記載されていますので、医療機関で必ず提示してください。

## 2. 後期高齢者医療制度

### (1) 制度の概要

#### ①対象となる方

- ・75歳以上の方（満75歳の誕生日当日から）
- ・一定の障がいのある65歳から74歳の方（広域連合の認定が必要です）

#### ②保険証の交付

保険証は1人1枚ずつ交付されます。

#### ③医療機関等の窓口での負担割合

窓口負担割合は、その年度（4月～7月は前年度）の被保険者等の住民税課税所得（各種控除後の所得）や年金収入等をもとに世帯単位で判定します。

窓口負担割合	所得区分
3割負担	<p><b>現役並み所得者Ⅲ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯に住民税の課税所得が690万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方</li> </ul> <p><b>現役並み所得者Ⅱ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯に住民税の課税所得が380万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方</li> </ul> <p><b>現役並み所得者Ⅰ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方</li> </ul> <p>※ただし、同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の収入が1人の場合は383万円未満、2人以上の場合は520万円未満であると、現役並み所得者（3割負担）の対象外となります。</p> <p>※同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上でも、70歳から74歳の方がいる場合は、その方の収入を合わせて520万円未満であると、現役並み所得者（3割負担）の対象外となります。</p>

<b>2 割負担</b>	<p><b>一般Ⅱ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯に住民税の課税所得が 28 万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方で、下記①または②に該当する方</li> <li>①単身世帯で「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が 200 万円以上</li> <li>②複数世帯で後期高齢者医療制度の被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が 320 万円以上</li> </ul> <p>※3 割負担の方は除く</p>
<b>1 割負担</b>	<p><b>一般Ⅰ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方</li> </ul> <p><b>低所得者Ⅱ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯の全員が住民税非課税の方</li> </ul> <p><b>低所得者Ⅰ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各収入から必要経費・控除（年金の所得は、控除額を 80 万円として計算。給与所得から 10 万円を控除）を差し引いた所得が 0 円になる方</li> </ul>

※医療費が 1 か月の自己負担限度額を超えると、高額療養費として払い戻しがあ  
ります（33 ページ参照）。

## (2) 保険料について

### ①保険料の決まり方

$$\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{(年額)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(所得-43万円) × 所得割率} \end{array}$$

※所得に応じて決められた保険料を一人ひとりの被保険者が納めます。

※均等割額および所得割率は、宮崎県後期高齢者医療広域連合が決定し、2 年ごとに見直しを行います。（県内均一）

※所得の低い方や後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者だった方は、保険料の軽減措置があります。

### ②保険料の納め方

#### 【特別徴収】・・・年金からの差引きによる納付

- ・原則として年額 18 万円以上の年金受給者が対象となります。
- ・ただし、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金額の 2 分の 1 を

超える場合は、普通徴収となります。

(注) 特別徴収の対象の方は、一定の条件を満たせばお支払い方法を「口座振替」でのお支払いに変更することもできます。詳しくは、健康管理課高齢者医療係までお問い合わせください。

**【普通徴収】・・・納付書や口座振替による納付**

・特別徴収に該当しないすべての方が対象となります。

(注) 口座振替による納付をご希望の方は、これまで国保税等で口座振替されていた方も、別途、金融機関でのお申込みが必要です。納め忘れがなく、安全で確実に納付できる口座振替をぜひご利用ください。

### 3. こんなときは手続きを

※原則として、国民健康保険証は申請をされた日から有効ですが、保険税は被保険者になった時点までさかのぼって納めなければなりません。必ず、14日以内に届出をお願いします。

こんなとき		届出に必要なもの	
		国民健康保険	後期高齢者医療制度
加入するとき	他の市町村から転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外から転入の場合は負担区分等証明書</li> <li>マイナンバーカード、運転免許証等</li> </ul>
	職場の社会保険をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場の健康保険の資格を喪失した証明書（資格等喪失連絡票など）</li> <li>マイナンバーカード</li> </ul>	—————
	子どもが生まれたとき ※出産育児一時金の請求手続きに必要なものは、42ページをご覧ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> </ul>	—————
	一定の障がいのある方が65歳になられたとき、または65歳を過ぎて一定の障がいのある状態になられ後期高齢者医療制度に加入するとき	—————	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険証</li> <li>国民年金証書、身体障害者手帳、医師の診断書のいずれかの書類</li> <li>マイナンバーカード、運転免許証等</li> </ul>
	生活保護を受けなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード、運転免許証等</li> </ul>

※特定疾病に該当される方は、各種届出の際には、「特定疾病療養受療証」をご持参ください。



こんなとき		届出に必要なもの	
		国民健康保険	後期高齢者医療制度
や め る と き	他の市町村へ転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険証</li> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証</li> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>
	職場の社会保険に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険が変更になった方全員の国民健康保険証及び新しく加入した保険の保険証</li> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>	—————
	加入者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認印</li> <li>・国民健康保険証</li> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証</li> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>
		葬祭費の手続きができますので、喪主の方の通帳をご持参ください。(43 ページ参照)	
	生活保護を受けることになったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険証</li> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証</li> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>
そ の 他	住所・氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険証</li> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証</li> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>
	世帯に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する方全員の国民健康保険証</li> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証</li> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>
	修学のために転出し、転出先で仕送り等を受ける場合で入学・進級・卒業・退学したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> </ul> 【入学または進級時】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書または学生証の写し</li> </ul> 【卒業または退学時】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業証書または退学証明書</li> </ul>	—————

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、国民健康保険・後期高齢者医療制度などの保険の手続きにはマイナンバーカード、または個人番号の通知カードおよび身分証明書（顔写真のある運転免許証など）が必要です。

## 保険証は 1 人 1 枚ずつ交付されます。

- ・ 保険証は、身分証明になるものですから大切に保管しましょう。
- ・ 勝手に書きかえたりすると無効になります。
- ・ 他人への貸し借りは法律で禁じられています。
- ・ 保険証を汚したり紛失したりした場合は、すぐに健康管理課に届け出て、再交付を受けてください。

## マイナンバーカードと健康保険証

マイナポータルアプリからマイナンバーカードと健康保険証を紐付けすることで、医療機関や調剤薬局で保険証の代わりとしてマイナンバーカードが利用でき（※）、健診情報や医療・薬剤情報もアプリから確認ができるようになります。また、国保や社保などの保険が変わっても、国保や社保などの窓口で異動手続きをすれば、そのまま保険証として使用できます。

なお、従来の保険証は国により令和6年秋までに廃止の方針が示されていますことから、ぜひマイナンバーカードを取得のうえ保険証の紐付けをしていただきますようお願いします。

※医療機関・薬局によっては未対応のところもありますので、利用の際は医療機関へご確認をお願いします。



## 4. 介護保険制度

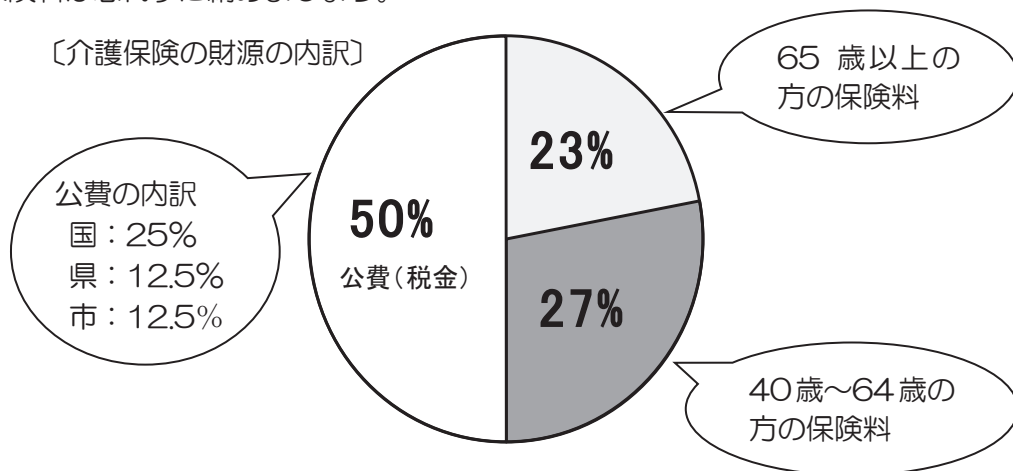
### (1) 介護保険のしくみ

介護保険制度は、市町村が保険者となって運営しています。

40 歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときに費用の一部を負担することで、サービスの利用ができるしくみです。

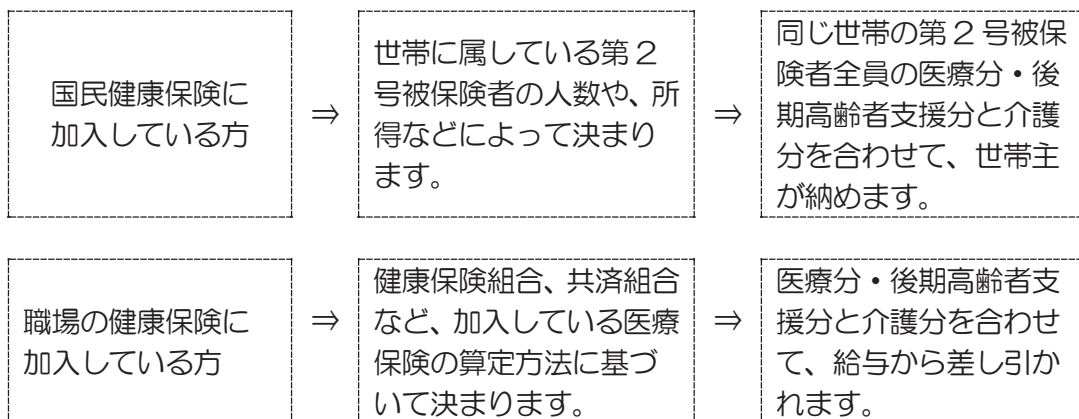
### (2) 介護保険の財源

介護保険は、40 歳以上の方が納める介護保険料と、国や自治体からの公費（税金）が財源になっています。だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。



### (3) 40～64 歳の方の保険料

40 歳から 64 歳までの方（第 2 号被保険者）の保険料は、加入している医療保険によって算定方法が違います。



## (4) 65 歳以上の方の保険料

### ①決まり方

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された『基準額』をもとに、本人の所得や世帯の課税状況に応じて、9 段階の保険料に分かれています。

### ②納め方

介護保険料の納め方は、大きく 2 つに分かれます。

#### ・特別徴収

直接年金から差し引く方法（原則として年金受給額が年額 18 万円以上の方）。納期は年 6 回（＝年金支給月）です。

#### ・普通徴収

納付書または口座振替で納める方法（特別徴収以外の方）。

65 歳になったばかりの方、西都市に転入したばかりの方は、最初は普通徴収になります。

納期は年 8 回（7 月～2 月の毎月）です。

口座振替については、金融機関窓口にて申し込んでください（申込み月の翌月からの振替になります）。

年金受給額が年額 18 万円以上の方でも一時的に普通徴収になる場合があります

- ・ 年度途中で 65 歳になった
- ・ 年度途中で保険料額が変更になった
- ・ 年度途中で年金の受給が始まった
- ・ 他の市町村から転入した
- ・ 年金が一時差し止めになった、等々…

## (5) 保険料を滞納すると…

特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合は、介護サービスを利用した際のサービス費用の自己負担分が大きくなる措置がとられます。保険料は必ず納めましょう。

※災害などにより保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免が受けられることがあります。困ったときはお早めに介護保険係窓口までご相談ください。